## 岩手県監査委員告示第2号

監査結果の公表(平成19年岩手県監査委員告示第20号及び第22号)により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成 20 年 1 月 11 日

 岩手県監査委員
 中
 平
 均

 岩手県監査委員
 工
 藤
 勝
 子

 岩手県監査委員
 菊
 池
 武
 利

 岩手県監査委員
 谷
 地
 信
 子

- 1(1) 監査対象機関名 県土整備部県土整備企画室
  - (2) 監査実施日
    - ア 予備監査実施日 平成19年8月2日
    - イ 本監査実施日 平成19年9月10日
  - (3) 監査結果の公表の日 平成19年10月5日
  - (4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
久慈地方振興局土木部への予算令達に当たり、期限付臨時職	平成 19 年 5 月 22 日歳出予算を令達し、科目更正を行い決
員に係る共済費及び賃金について、予算の区分を誤って令達	算した。今後は、複数の職員により歳出予算科目をチェック
を行っていたことから、適正な事務の執行に努められたい。	し、適正な事務執行と再発防止に努めていく。

- 2(1) 監査対象機関名 県南広域振興局土木部
  - (2) 監査実施日
    - ア 予備監査実施日 平成19年7月10日及び11日
    - イ 本監査実施日 平成19年8月28日
  - (3) 監査結果の公表の日 平成19年10月5日
  - (4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
県営住宅からの退去者に係る敷金の返還に当たり、歳出科目	平成 19 年 6 月 28 日振替支出を行った。今後は、起案時に
から支出すべきところ、歳入から還付したものが3件、	振替依頼書及びチェックリストを添付し支出科目等のチェ
195,000 円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	ック項目を明らかにすることとし、適正な事務執行と再発防
	止に努めていく。

- 3(1) 監査対象機関名 県南広域振興局花巻総合支局土木部
  - (2) 監査実施日
    - ア 予備監査実施日 平成19年5月29日、30日及び31日
    - イ 本監査実施日 平成19年7月18日
  - (3) 監査結果の公表の日 平成19年9月4日
  - (4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
収入証紙収納額の翌月報告に当たり、報告すべき件数及び金	収入証紙収納額報告について、毎月の報告に際し、複数の
額を少なく報告しているものが4件、33,400円あったので、	職員によるチェック体制の強化を図り再確認を徹底するこ
適正な事務の執行に努められたい。	ととし、年度末の最終報告は、特に確認を徹底し、適正な事

- 4(1) 監査対象機関名 県南広域振興局一関総合支局土木部
  - (2) 監査実施日
  - ア 予備監査実施日 平成19年6月19日、20日及び21日
  - イ 本監査実施日 平成19年8月22日
  - (3) 監査結果の公表の日 平成19年10月5日
  - (4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
ア 屋外広告物許可手数料に係る収入証紙収納額報告に当	ア 平成19年4月末に訂正報告を行った。今後は、毎月の
たり、報告すべき件数及び金額を少なく報告しているもの	課内会議時に、全員で点検を行い、適正な事務執行と再
が 20 件、87,300 円あったので、適正な事務の執行に努め	発防止に努めていく。
られたい。	イ 書類が回議された際の確認を、担当主査及び担当課長
イ 河川占用の廃止届が受理された土地に係る占用料の還	が厳重に行うこととし、適正な事務執行と再発防止に努
付に当たり、廃止の事実を把握してから相当期間経過した	めていく。
後に還付していたもの及び還付の手続を執っていないも	
のがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	

- 5(1) 監査対象機関名 宮古地方振興局土木部
  - (2) 監査実施日
  - ア 予備監査実施日 平成19年7月3日及び4日
  - イ 本監査実施日 平成19年8月21日
  - (3) 監査結果の公表の日 平成19年10月5日
  - (4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
県営建設工事の執行に当たり、現場管理費の冬期補正漏れの	設計積算等の業務に当たっては、月1回の職場研修による
ため設計額が過少となったものが2件、1,363,112円あった	情報共有と従来使用しているチェックリストの見直しを行
ので、適正な事務の執行に努められたい。	い、適正な事務執行と再発防止に努めていく。

- 6(1) 監查対象機関名 久慈地方振興局土木部
  - (2) 監査実施日
    - ア 予備監査実施日 平成19年5月15日及び16日
    - イ 本監査実施日 平成19年7月12日
  - (3) 監査結果の公表の日 平成19年9月4日
  - (4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
期限付臨時職員に係る共済費及び賃金の支出に当たり、「(8	平成 19 年 5 月 22 日科目更正を行い決算した。今後は、本
款) 土木費 (3項) 河川海岸費」 から支出すべきところ、「(8	庁との連絡体制を強化し、適正な事務執行と再発防止に努め
款) 土木費 (2項) 道路橋りょう費」 から支出しているので、	ていく。
適正な事務の執行に努められたい。	